

中泊町農業委員会会議録

令和4年7月11日

中泊町農業委員会

令和4年中泊町農業委員会7月定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月11日(金) 13時30分～

2. 開催場所 委員会室2

3. 出席委員(13人)

会 長				
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	外崎 満幸	2番	田中 満
	3番	三上 孝	4番	藤田 次男
	5番	青山 邦榮	6番	小野 美恵子
	7番	神 良一	8番	瓜田 益子
	9番	澤田 健吾	10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦

4. 欠席委員(2人)

委 員	15番	松坂 龍美	13番	木村 巧
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第8号 農地転用許可不要案件の届出について

【議案】

議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第12号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第13号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第14号 中泊町農業委員会要望書の議決について

協議事項

1)業務予定

2)その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 査 外 崎 健 太

主 査 小 寺 隆 斗

7. 会議の概要

事務局 (局長)	ただいまから、令和4年中泊町農業委員会7月定例総会を開会いたします。 本日の出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、会議に入らせていただく前に、松坂会長から欠席の連絡をいただいております。中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますが、以降の議事の進行を松田職務代理にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 ◎日程第1 会期の決定について
議長 (職務代理)	はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。 会期は本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】
議長 (職務代理)	ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。 ◎日程第2 議事録署名委員の指名について
議長 (職務代理)	次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。 中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】
議長 (職務代理)	異議がないようですので、議事録署名委員は、3番三上委員、4番藤田委員にお願いいたします。 なお、本日の会議の書記には事務局職員の外崎主査と小寺主査を指名いたします。以上で日程第2を終わります。 ◎日程第3 報告・議案について
議長 (職務代理)	次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。 ◎報告第6号
事務局 (小寺)	1ページをお開きください。 報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和4年7月11日提出 中泊町農業委員会会長。 次のページをお開き下さい。今月の合意解約は、1件ございました。 内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。
議長 (職務代理)	ありがとうございました。ただいまの報告第6号について、何かご質問等ございませんか。 【質問なしの声あり】
議長 (職務代理)	無いようですので、次に報告第7号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。 ◎報告第7号

事務局
(小寺)

4ページをお開きください。
報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出(農地の相続等の届出)について、別紙のとおり報告する。令和4年7月11日提出 中泊町農業委員会会長。

5ページをお開きください。相続等届出書受理簿にありますとおり、相続の届出がありました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(職務代理)

ありがとうございました。ただいまの報告第7号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(職務代理)

無いようですので、次に報告第8号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎)

7ページをお開きください。
報告第8号「農地転用許可不要案件の届出について」農地転用許可不要案件の届出について、別紙のとおり報告する。令和4年7月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。
農地転用許可不要案件の届出が1件ございました。こちらは、すでに転用許可済の十三湖風力発電事業に関する連携申込みに伴い、送電鉄塔(十三湖線No.94)を接続可能な鉄塔へ建替えるものです。電気事業者が行う送電用電気工作物等の敷地に供するための転用は、転用手続きが不要となっております。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(職務代理)

ありがとうございました。ただいまの報告第8号について、何かご質問等ございませんか。

議長
(職務代理)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第11号

議長
(職務代理)

議案第11号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

12ページをお開き下さい。議案第11号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和4年7月11日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(職務代理)

それでは、議案第11号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

三上委員

議席3番、三上です。それでは報告いたします。去る7月1日、私と藤田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が7件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(職務代理)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(小寺)

13ページをお開きください。
受付番号9番は、尾別字浅井地内の1筆の田、面積は133㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号10番は、中里字平山地内1筆の畑、面積は346㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号11番は、宮川字種取地内1筆の田、面積は179㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号12番は、豊岡字緑川地内1筆の田、面積は3,635㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号13番は、深郷田字甘木地内1筆の畑、面積は1,033㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号14番は、高根字小金石地内2筆の田畑、面積は419㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号15番は、尾別字湯島地内1筆の田、面積は510㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

以上、受付番号番から9番から15番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長
(職務代理)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(職務代理)

ないようですので、お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(職務代理)

異議がないようですので、議案第11号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第12号

議 長
(職務代理)

議案第12号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(外崎)

19ページをご覧ください。議案第12号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和4年7月11日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長
(職務代理)

それでは、議案第12号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

藤田委員

議席4番、藤田です。それでは報告いたします。去る7月1日、私と三上委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第5条申請は1件ございました。申請地は、高根字小金石地内の1筆の畑であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。以上で報告を終わります。

議 長
(職務代理)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
(外崎)

次のページをお開き下さい。

受付番号3番は、高根字小金石地内の1筆の畑で、面積は367㎡、転用目的は、譲受人が所有する事務所に隣接する駐車場として整備し使用するものです。申請地は、中泊町役場から南へ5,000mほどの距離にあり、住宅及び農地が混在する集落内に位置します。周辺農地への支障につきましては、北側・東側が宅地、南・西側が道路に面していることから問題ないものと思われます。許可基準に定める農地区分としては、その他の2種農地に該当。運用通知としましては、その他の2種農地「第2の1の(1)の力の(ア)」を適用しております。以上です。

議 長
(職務代理)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(職務代理)

ないようですので、お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(職務代理)

異議がないようですので、議案第12号は原案のとおり決定いたします。

次の議案に入る前に、9番澤田委員が関連している事案が含まれていますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限」により、当該事案の開始から終わりまで退席をお願いします。

【 澤田委員 退席 】

議 長
(職務代理)

次に、議案第13号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(小寺)

26ページをお開き下さい。議案第13号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和4年7月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。令和4年7月6日付け中農政第99号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事 務 局
(小寺)

28ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号50番から54番までの5件で、合計面積は41,204㎡です。内訳は、新規が5件となっております。

受付番号50番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内2筆の田、面積は6,447㎡の賃貸借です。期間は3年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり10,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号51番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石地内6筆の田、面積は26,614㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号52番は新規の設定で、設定する農地は薄市字花持地内1筆の田、面積は3,373㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり25,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号53番は新規の設定で、設定する農地は薄市字花持地内1筆の田、面積は1,700㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり25,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号54番は新規の設定で、設定する農地は薄市字花持地内1筆の畑、面積は3,070㎡の使用賃貸借です。期間は10年で、賃借料はありません。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長
(職務代理)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(職務代理)

ないようですので、お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(職務代理)

異議がないようですので、議案第13号は原案のとおり決定いたします。

【 澤田委員 着席 】

◎議案第14号

議 長
(職務代理)

議案第14号「中泊町農業委員会要望書の議決について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(外崎)

31ページをご覧ください。議案第14号「中泊町農業委員会要望書の議決について」北五地区農業委員会に提出する要望書について、別紙のとおり審議を求める。令和4年7月11日提出中泊町農業委員会会長。

昨年度の北五地区農業委員会大会は、コロナ禍のため開催中止となりましたが、今年度は8月18日に中泊町総合文化センター「パルナス」にて開催予定となっております。こちらは、中泊町農業委員会の要望書を北五地区農業委員会に提出し、内容を精査した上で国と県へ要望するものです。みなさまのご意見をちょうだいしながら要望内容を決定し、北五地区農業委員会に提出したいと考えておりますので、ご意見をお聞かせくださるようお願いいたします。

議 長
(職務代理)

～ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(職務代理)

ないようですので、お諮りいたします。議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(職務代理)

異議がないようですので、議案第14号は原案のとおり決定いたします。

議 長
(職務代理)

事 務 局
(外崎)

議 長
(職務代理)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これもちまして、令和4年中泊町農業委員会7月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年7月11日

農 業 委 員 会
会 長

松坂 龍美

署 名 委 員

三上 孝

署 名 委 員

藤田 次男